

令和5年小布施町議会6月会議会議録

議事日程（第4号）

令和5年6月16日（金）午後2時開議

開 議

諸般の報告

議事日程の報告

- 日程第 1 総務産業常任委員長報告
- 日程第 2 議案第5号 令和5年度小布施町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第 3 議案第6号 損害賠償の額を定めることについて
- 日程第 4 議案第7号 小布施町土地開発公社の解散について
- 日程第 5 社会文教常任委員長報告
- 日程第 6 議案第2号 おぶせミュージアムの設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例
- 日程第 7 議案第3号 小布施町心身障害児福祉年金条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 政策立案常任委員長報告
- 日程第 9 請願第1号 「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める意見書」採択を求
める請願書
- 日程第10 請願第2号 「さらなる少人数学級推進と教育予算の増額を求める意見書」採択
を求める請願書
- 日程第11 発委第1号 義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める意見書の提出
- 日程第12 発委第2号 さらなる少人数学級推進と教育予算の増額を求める意見書の提出
- 日程第13 議会報告第1号 令和4年度小布施町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告
- 日程第14 議会報告第2号 令和4年度小布施町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書
の報告
- 日程第15 議会報告第3号 令和4年度小布施町農業集落排水事業特別会計繰越明許費繰越
計算書の報告
- 日程第16 議会報告第4号 令和4年度小布施町水道事業会計予算繰越しに関する報告
- 日程第17 議会報告第5号 出納検査の報告

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（14名）

1番	田中助一君	2番	村中容君
3番	山崎博雄君	4番	小倉繭君
5番	久保田守彦君	6番	竹内淳子君
7番	関良幸君	8番	寺島弘樹君
9番	中村雅代君	10番	福島浩洋君
11番	小林一広君	12番	小淵晃君
13番	関悦子君	14番	小西和実君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	桜井昌季君	副町長	新井隆司君
教育長	山崎茂君	総務課長	大宮透君
企画財政課長	益満崇博君	住民税務課長	須山和幸君
健康福祉課長	永井芳夫君	産業振興課長	宮崎貴司君
建設水道課長	芋川享正君	教育次長	藤沢憲一君
監査委員	持田宏君		

事務局職員出席者

議会事務局長 鈴木利一 書記 柘津貴子

開議 午後 2時00分

◎開議の宣告

○議長（小西和実君） ご苦労さまです。

会議に先立ち、先頃逝去された市村前町長の追悼の意を込めて、議会で黙禱をささげたいと思います。

議場に参列している方は起立をお願いいたします。

それでは、黙禱をお願いいたします。

黙禱。

[黙禱]

○議長（小西和実君） 黙禱やめ。

以上で黙禱を終わります。ありがとうございました。

議員総数14名中、ただいまの出席議員は14名で定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（小西和実君） 日程に入るに先立ち、諸般の報告事項について申し上げます。

本日、政策立案常任委員長から、発委第1号 義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める意見書の提出について、発委第2号 さらなる少人数学級推進と教育予算の増額を求める意見書の提出についてが提出されましたので、報告いたします。

以上で諸般の報告を終わります。

◎議事日程の報告

○議長（小西和実君） 本日の日程は、お手元へ配付いたしました印刷物のとおりであります。

これより直ちに日程に入ります。

◎常任委員長報告（議案）

○議長（小西和実君） 日程第1、総務産業常任委員長報告を行います。

総務産業常任委員会に付託されました日程第2、議案第5号から日程第4、議案第7号までを会議規則第37条の規定により一括議題とし、総務産業常任委員長の審査報告を求めます。

中村総務産業常任委員長。

〔総務産業常任委員長 中村雅代君登壇〕

○総務産業常任委員長（中村雅代君） 総務産業常任委員会における審査の経過及び結果のご報告をいたします。

6月13日午前9時から公民館講堂において、委員7名中7名の出席と委員外議員多数の出席を得て、総務産業常任委員会を開きました。

会議に付した案件は、議案第5号 令和5年度小布施町一般会計補正予算について、議案第6号 損害賠償の額を定めることについて、議案第7号 小布施町土地開発公社の解散についてであり、慎重に審査いたしました。

初めに、理事者等の出席を求め、直ちに質疑を行いました。

議案第5号についての質疑の主なものとして、庁舎照明LED交換工事の詳細内容は。今回選定した3か所の工事は町全体の施設の何%か。体育館は3年前に工事を行っている交換した部分との関連は。安定器の処分費用の有無は。今回の該当体育館はどこか。LED化と太陽光発電関連の設備導入は同一の補助金事業か。環境ランドデザインの組織構成と今回の事業決定に至った経過について。町庁舎老朽化に伴うリフォームや建て替え計画についての議論の現状は。今後5年間の計画は本年度も含んでのものであるか。重点対策加速化事業を活用したハード整備の詳細内容は。町有施設の設計委託料は基本設計、建築に伴う詳細設計のどちらであるか。設計内容については、蓄電池などを含め、今後検討していくということか。各対象事業の補助率の詳細について。予算の組立ては、各施設それぞれ所管の担当ですることとなるのか、一括でするのか。既存の屋根貸しをしている施設を補助金で、逆に町が買取りすることは可能であるか。小・中学校の環境整備事業の詳細内容は。蓄電池も含めて、例えば新たに家を建てる場合に賄える蓄電池の規模、大きさ、蓄電池容量はどのくらい必要となるか。PRについてはどう考えているか。今回の事業は、電気自動車の蓄電池は対

象外であるか。P P Aは検討の有無について。景観条例における現行の設置規制について、今後見直していく考えは。給食費の予算の詳細について。小・中学校の給食費と各家庭の負担額は。給食費の将来的な各家庭の負担減の考えは。フラワーセンター管理費修繕の詳細内容は。不動産鑑定委託の詳細内容は。今後のみすみ草建設計画は。当初建設時の経過について。価格高騰対応おぶせ生活券の詳細内容は。全町民へは郵送での配布となるか。住民票のあるゼロ歳児も対象となるのか。議案と同時に配付される補正予算概要が予算に関する説明書と同様の内容である。もっと詳細内容を記載できないのか。不動産鑑定委託に伴い固定資産税を課税しているが、町施設は課税しないと思われる。それを使って評価価格が求められると思うが見解は等の発言がありました。

議案第6号についての質疑の主なものとして、損害賠償の額は、条例によって10万円以上の件については議会承認を得るということ。その他該当する10万円以下の事例はどのくらいあったのか。10万円以内の5件については税込みであるかとの発言がありました。

議案第7号についての質疑の主なものとして、開発公社の解散により、今後土地の売買は、評価等に関しては全て議会に財産という形で上がってくるのかとの発言がありました。

以上が、本委員会に付託された案件の審査内容であり、町当局から詳細な答弁がありました。

暫時休憩後、慎重審査を期すために会議を開き、討議を行いました。

議案第5号及び議案第6号についての意見はありませんでした。

議案第7号の意見として、土地開発公社の解散について、地価が下落し取得しやすい状況であると、予算をつけ、予算議会を開くこととなる。気がかりなのは、即取得しなければならない土地があった場合、時間をかけて準備している間に他者に売買されることなどを想定すると、存続させてもよいと考えるが。この解散に至った経緯は、取得済み土地をどうするかというのが全県的に問題になって、公金を入れてでも何とかしようという解決策を図っている中で、解散するとなったわけである。全くこれから要らないのかというのは不安がある。今後緊急性、社会情勢が変わることを想定すると、残したほうがよい。町にはしっかりした資料を提示してもらおうべきとの発言がありました。

討論を省略して、採決の結果、議案第5号及び議案第6号は全員挙手、議案第7号は挙手多数で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、総務産業常任委員長報告といたします。

令和5年6月16日、総務産業常任委員長、中村雅代。

○議長（小西和実君） 以上で総務産業常任委員長報告が終わりました。

◎常任委員長報告の一括質疑、討論、採決

○議長（小西和実君） これより一括して質疑に入ります。

委員長報告に対し、質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（小西和実君） 別に発言がありませんので、以上をもって質疑を終結いたします。

次に、議案第5号について、討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第5号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[全員挙手]

○議長（小西和実君） 全員挙手であります。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号について、討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第6号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[全員挙手]

○議長（小西和実君） 全員挙手であります。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号について、討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第7号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手多数]

○議長（小西和実君） 挙手多数であります。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

◎常任委員長報告（議案）

○議長（小西和実君） 日程第5、社会文教常任委員長報告を行います。

社会文教常任委員会に付託されました日程第6、議案第2号及び日程第7、議案第3号までを会議規則第37条の規定により一括議題とし、社会文教常任委員長の審査報告を求めます。
関社会文教常任委員長。

[社会文教常任委員長 関 良幸君登壇]

○社会文教常任委員長（関 良幸君） 社会文教常任委員会における審査の経過及び結果のご報告をいたします。

6月13日午前10時40分から公民館講堂において、委員7名中6名の出席と委員外議員多数の出席を得て、社会文教常任委員会を開きました。

会議に付した案件は、議案第2号 おぶせミュージアムの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、議案第3号 小布施町心身障害児福祉年金条例の一部を改正する条例についてであります。慎重に審査いたしました。

初めに、理事者等の出席を求め、直ちに質疑を行いました。

議案第2号についての質疑の主なものとして、今回改定料金について、協議会による決定であるか、町長による決定であるのか。今回の常設展の料金を上げる理由と積算根拠は。3館共通券はどういう料金設定となるか。特別展示の料金はどうか。3館共通券の料金を上げる場合は議会に諮るのか。今回改正は、博物館法全体に適用する内容での理解でよいか。行政側の解釈で安易に決めるのはよくない。おぶせミュージアム・中島千波館の名称変更の考えは。文化芸術基本法をどのように美術館は受け入れているのか。協議会の委員構成と最近の協議状況は等の発言がありました。

議案第3号についての質疑の主なものとして、現条例の年2回支給を実情に合わせ年1回に改正ということだが、現在、条例違反状態ということか。対象者への謝罪の有無と今後の謝罪方針は。今回の件について、懲戒処分への考えは。損害の確認はすべきで、対象者に謝罪

すべきである。今回改正に当たり、対象者からの希望の有無は、2月に転出した場合でも3月分を支給してしまうことになるが、返金手続をしてもらうことになるのか。条例第5条3項は残すべきである等の発言がありました。

以上が、本委員会に付託された案件の審査内容であり、町当局から詳細な答弁がありました。

暫時休憩後、慎重審査を期すために会議を開き、討議を行いました。

議案第2号の意見として、設置及び管理に関する条例であるため、博物館法設置の根拠がなくなったとすれば、第18条の文言は削除していいと考える。教育委員会のほうで博物館法というのが必要になってくるとすれば、その前に博物館法第20条第1項の規定の中に読み加えることでよいと思われ、疑問が残る。協議会のメンバーを見ると、学識経験者のほか、例えば10人のうち五、六人は役場の職員である。十分な協議が尽くされたか疑問という部分で不安が残り、反対である。

議案第3号の意見として、条例違反は言語道断である。条例は守るべきものである。今回の改正はあり得ない。許してしまうわけにはいかない。私は反対です。福祉年金受給者は何人該当するか分からないが、実情に合わせていく必要がある。現状を見て住民に説明をして、認めたらどうか。あくまで条例は守るものである。違反した状況を根拠とした条例改正は許されることではない。これを認めると、今後、他の条例も同様の改正を行う危険性がある。議会は住民の意思決定の場なので、ここで審議をしっかりとしなければいけない。日本は法治国家です。今回の状況から、その基本となる条例を安易に変えることは反対します。基本が崩れることにつながる。質疑から、本来2回出るサービスが1回になってしまうという印象を受けた。その点で反対の立場を取ります。改正しない場合の今後の対応について、他議員の考えを伺いたい。通常は、受給者に謝罪や説明を行い、意向を伺ってからの改正である。実態に合わせたという状況が気がかりである。行政が丁寧に、議会でなく住民に説明を考えるべきだった。現状18年という状況がある。説明不足等否めないが改正し、同時に十分、住民説明をしっかりと果たしてもらおう。全国でもこのような改正はない。町では、この議会は一体何をしているのかと言われる。住民に対して十分説明が必要であれば、今回は見送る判断は。今年の4月の問合せにより明らかとなったとのことをお聞きしましたとの発言がありました。

討論を省略して、採決の結果、議案第2号は挙手多数で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、議案第3号は、討論を省略した後、審査の継続についての動議が提出され、全員挙手で動議が成立しました。

次に、議案第3号について、審議の継続の採決を取り、全員挙手で審議を継続することに決定いたしました。

以上、社会文教常任委員長報告といたします。

令和5年6月16日、社会文教常任委員長、関 良幸。

○議長（小西和実君） 以上で社会文教常任委員長報告が終わりました。

◎常任委員長報告の質疑、討論、採決

○議長（小西和実君） これより質疑に入ります。

委員長報告に対し、質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（小西和実君） 別に発言がありませんので、以上をもって質疑を終結いたします。

次に、議案第2号について、討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第2号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手多数]

○議長（小西和実君） 挙手多数であります。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎常任委員長報告（請願）

○議長（小西和実君） 日程第8、政策立案常任委員長報告を行います。

政策立案常任委員会に付託されました、日程第9、請願第1号及び日程第10、請願第2号までを会議規則第37条の規定により一括議題とし、政策立案常任委員長の審査報告を求めま

す。

山崎政策立案常任委員長。

〔政策立案常任委員長 山崎博雄君登壇〕

○政策立案常任委員長（山崎博雄君） 政策立案常任委員会審査報告。

政策立案常任委員会における審査の経過及び結果のご報告をいたします。

6月12日午前9時から公民館講堂において、委員7名中6名の出席と委員外議員多数の出席を得て、政策立案常任委員会を開きました。

会議に付した案件は、6月会議で付託された請願第1号 「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める意見書」採択を求める請願書、請願第2号 「さらなる少人数学級推進と教育予算の増額を求める意見書」採択を求める請願書であり、請願人に出席を求めて、慎重に審査いたしました。

請願第1号についての質疑の主なものとして、近隣市町村における人員配置の地域格差の現状は。経済的な問題からカリキュラムや授業数が変わっていくような格差はあるか。指導の格差についてはどうか。カリキュラムの単元数と教師の裁量権の枠時間の有無は。県で採用人数を控えた経緯についての見解は。県内義務教育教員の平均給与の実態は。国庫負担金の義務教育費以外使用の懸念性について等の発言がありました。

請願第2号について、質疑の主なものとして、特別支援学級の詳細内容は。心身を病む時代となった今現在の教員の实態はどうか。町における教員欠員の实態は。タブレット導入についての県教組本部としての見解は。タブレット導入に伴う今後の専門教員の確保は。教員の立場から見た少人数学級の必要性について。請願の教職員にスクールカウンセラーは入るか等の発言がありました。

以上が、本委員会に付託された案件の審査内容であり、請願人から詳細な説明がありました。

暫時休憩後、慎重審査を期するために会議を開き、討議を行いました。

請願第1号については発言がありませんでした。

請願第2号についての討議の主なものとして、今回の請願を委員各位の賛同で採決願いたい。小布施町は支援員が多く、小布施町は現状でよい。生徒たちも高学年になるほど教室が狭く感じていると見受けられるため、少人数にしてほしい。35人学級でないのは中学で2クラス、小学校で1クラスであり、緊急性があるように見えない。小学校義務教育は、しっかりとゆとりのある教育を受けさせるべきであり、賛同いただきたい。小布施町議会は、小布

施町の団体意思として決定していくには現状のものでは弱い。全国どこでも誰もが同じ教育を受けられるという点が第一で、学校教育法、教育基本法が大事である。長野県全体の教職員の給料の平均値は全国平均値から見て妥当であるため、賛成できない。国においては、子供たちが育ちやすい支援制度や少子化対策を重点的に取り組んでおり、あわせて、教育環境をよくしていきたいという姿勢がうかがわれ、少人数という点においては賛成である。今回の請願は、過去何年、何度も行われてきており、非常に時間を要することから、将来を見据え、本請願に賛成をする必要があると考える。

討論を省略して、採決の結果、請願第1号は挙手多数及び請願第2号は全員挙手で、原案のとおり採択すべきものと決定いたしました。

以上、政策立案常任委員長報告といたします。

令和5年6月16日、政策立案常任委員長、山崎博雄。

○議長（小西和実君） 以上で政策立案常任委員長報告が終わりました。

◎常任委員長報告の一括質疑、討論、採決

○議長（小西和実君） これより質疑に入ります。

委員長報告に対し、質疑はありますか。

[発言する人なし]

○議長（小西和実君） 別に発言がありませんので、以上をもって質疑を終結いたします。

次に、請願第1号について、討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより請願第1号について採決いたします。

本請願に対する委員長報告は採択であります。

本請願を委員長報告のとおり採択することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手多数]

○議長（小西和実君） 挙手多数であります。

よって、請願第1号は採択することに決定いたしました。

次に、請願第2号について、討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより請願第2号について採決いたします。

本請願に対する委員長報告は採択であります。

本請願を委員長報告のとおり採択することに賛成の議員の挙手を求めます。

[全員挙手]

○議長（小西和実君） 全員挙手であります。

よって、請願第2号は採択することに決定いたしました。

◎発委第1号及び発委第2号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小西和実君） お諮りいたします。日程第11、発委第1号及び日程第12、発委第2号は意見書に関する議案でありますので、会議規則第37条の規定により一括議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（小西和実君） ご異議ないものと認めます。

よって、これを一括議題といたします。

政策立案常任委員長から提案理由の説明を求めます。

山崎政策立案常任委員長。

[政策立案常任委員長 山崎博雄君登壇]

○政策立案常任委員長（山崎博雄君） それでは、ご説明させていただきます。

発委第1号 義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める意見書の提出について。

上記議案を、小布施町議会会議規則第14条第3項の規定により、別紙のとおり提出します。

提案理由。

教育の機会均等とその水準の維持向上のために必要不可欠な義務教育費国庫負担制度を堅持し、負担率を2分の1に復元するなど拡充することを求めるため、意見書を提出する。

別紙の意見書の朗読は省略させていただきます。

続きまして、発委第2号 さらなる少人数学級推進と教育予算の増額を求める意見書の提出について。

上記議案を、小布施町議会会議規則第14条第3項の規定により、別紙のとおり提出します。

提案理由。

どの子にも行き届いた教育を推進するために、さらなる少人数学級推進と教育予算の増額をすること。また、複式学級の学級定員を引き下げをを求めるために、意見書を提出する。

別紙意見書のほうの朗読は省略させていただきます。

○議長（小西和実君） 以上で説明が終わりました。

これより一括して質疑に入ります。

本案に対し、質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（小西和実君） 別に発言がありませんので、以上をもって質疑を終結いたします。

次に、発委第1号について、討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより発委第1号について採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手多数]

○議長（小西和実君） 挙手多数であります。

よって、発委第1号は原案のとおり可決されました。

次に、発委第2号について、討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより発委第2号について採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[全員挙手]

○議長（小西和実君） 全員挙手であります。

よって、発委第2号は原案のとおり可決されました。

◎議会報告第1号の報告

○議長（小西和実君） 日程第13、議会報告第1号 令和4年度小布施町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告を行います。

事務局職員から朗読させます。

[事務局長朗読]

○議長（小西和実君） 以上で報告を終わります。

◎議会報告第2号の報告

○議長（小西和実君） 日程第14、議会報告第2号 令和4年度小布施町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告を行います。

事務局職員から朗読させます。

〔事務局長朗読〕

○議長（小西和実君） 以上で報告を終わります。

◎議会報告第3号の報告

○議長（小西和実君） 日程第15、議会報告第3号 令和4年度小布施町農業集落排水事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告を行います。

事務局職員から朗読させます。

〔事務局長朗読〕

○議長（小西和実君） 以上で報告を終わります。

◎議会報告第4号の報告

○議長（小西和実君） 日程第16、議会報告第4号 令和4年度小布施町水道事業会計予算繰越しに関する報告を行います。

事務局職員から朗読させます。

〔事務局長朗読〕

○議長（小西和実君） 以上で報告を終わります。

◎議会報告第5号の報告

○議長（小西和実君） 日程第17、議会報告第5号 出納検査の報告を行います。

事務局職員から朗読させます。

〔事務局長朗読〕

○議長（小西和実君） 以上で朗読が終わりました。

続いて、監査委員から報告を求めます。

持田代表監査委員。

〔監査委員 持田 宏君登壇〕

○監査委員（持田 宏君） それでは、例月出納検査の結果に関する報告をいたします。

検査の概要としまして、まず検査の対象です。令和5年2月分、3月分、4月分の次の各会計基金等に係る現金、預貯金等の出納の保管状況を検査いたしました。一般会計、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計、下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計、水道事業会計、基金繰替金、町県民税、歳入歳出外現金、指定金融機関担保金一時借入金。

検査の実施日ですけれども、令和5年3月27日、令和5年4月27日、令和5年5月26日、実施した検査手続です。検査の対象となった現金等の出納について、会計管理者から提出された資料と各金融機関の預貯金及び関係帳簿、証拠書類等の照合、その他通常実施すべき検査を行いました。

検査の結果です。令和5年2月28日現在、3月31日現在及び4月28日現在における現金、預貯金及び会計管理者から提出された収支計算書、その他の資料に記載されたこれらの金額は、いずれも関係帳簿等の記載金額と一致し、計数上の誤りはないものと認められました。

なお、会計別の現金の出納状況及び基金明細は別表のとおりです。説明は省略いたします。

令和5年6月16日、小布施町監査委員、持田 宏、関 悦子。

以上です。

○議長（小西和実君） 以上で監査委員からの報告が終わりました。

これをもって出納検査の報告を終わります。

◎散会の議決

○議長（小西和実君） 以上で本会議に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

6月議会を閉じ、令和5年小布施町議会を散会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小西和実君） ご異議ないものと認めます。

よって、6月会議を閉じ、令和5年小布施町議会を散会することに決定いたしました。

◎町長挨拶

○議長（小西和実君） ここで、町長から挨拶があります。

桜井町長。

〔町長 桜井昌季君登壇〕

○町長（桜井昌季君） 令和5年6月会議の散会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

初めに、令和3年1月まで4期16年にわたり町長を務められた市村良三氏が、一昨日の6月14日にご逝去されました。

市村氏は、「協働と交流のまちづくり」を旗印に、次の時代を見据えた様々な事業に取り組み、町の発展にご尽力をいただきました。また、町の基幹産業である農業の大切さを常々語られ、農業の発展や農商工連携の推進に大きく力を注がれました。

町長を退任されてからも、様々な場面で町政にアドバイスをいただくとともに、北斎館副理事長などの立場から、町の文化芸術の振興や中心市街地のまちづくりに力を尽くしていただいております。まだまだ小布施町の発展のため、ご活躍をと期待しておりましたが、誠に残念でなりません。

これまでの町に対するご貢献に深く感謝の意を表するとともに、謹んでご冥福をお祈り申し上げます。市村氏にまいていただいた協働と交流の種を、今後の町政にもしっかりとつなげてまいります。

さて、小布施町議会6月会議に上程いたしました議案につきまして、慎重にご審議を賜り、一部改正条例1件を除く5件について、原案のとおり可決いただきましたことに厚く御礼を申し上げます。

継続審議となりました小布施町心身障害児福祉年金条例の一部を改正する条例につきましては、本会議でご指摘のあったことを踏まえ、必要な対応を検討し取り組んでまいりますので、改めてご審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

開会の挨拶でも触れましたが、過日6月11日に、町消防技術大会が4年ぶりに開催をされました。当日は、午前中からあいにくの降雨となり、残念ながらポンプ操法については競技中止となりましたけれども、ラッパ吹奏の部、救護の部については、室内に会場を移して競技を実施することができました。ポンプ操法についても、雨が弱まった時間に1-3、2-2の2部について、来賓の皆様を前にお披露目することができました。

久しぶりの大会開催に加え、雨天の中での実施ということで、消防団の皆様は様々苦勞されたことと思いますが、中沢団長をはじめ団幹部の皆さんのリーダーシップの下、消防団の底力が感じられるすばらしい大会となりました。

日々、消防技術の向上や町の安全・安心を守る活動にご尽力をいただいている町消防団の皆様にご心より御礼を申し上げますとともに、来年こそはポンプ操法も併せた大会が開催できるよう祈るばかりです。

新型コロナウイルス感染症については、補正予算（第2号）で議決をいただきましたとおり、ワクチン接種事業を進めてまいります。新型コロナウイルスの感染状況は、指定届出医療機関等からの届出数に基づき、長野県が1週間分を公表しております。

当町を含む長野保健所管内の直近は4.00、前週4.17、前々週は2.17であります。数値のみに着目すると、増加から横ばいへと推移している状況です。全県の入院者数の推移を見ると、120人ほどで推移しており、ほぼ横ばいと言える状況になります。

今後は、社会的な活動の再開を積極的に進めることが大切な時期です。その前提条件の一つとなる新型コロナワクチン接種を、皆さんが少しでも安心して様々な活動に参加できる手段として、お互いに心がけていただければと考えております。

なお、議会開会初日に議決をいただきました低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金、その他低所得の子育て世帯のプッシュ型分5万円は、本日16日に、該当となる42世帯88人に対して支払いを実施いたしました。引き続き、電力・ガス・食料品等価格高騰等対策支援給付金の支払い事務を進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

7月1日から8月27日までの会期中、長野県立美術館において、「葛飾北斎と3つの信濃—小布施・諏訪・松本—」が開催をされます。この展覧会は、信濃毎日新聞創刊150周年を記念して開催をされるもので、北斎館所蔵の上町・東町の祭り屋台の天井画「男浪・女浪

図」、「龍・鳳凰図」や岩松院の天井画「八方睨み鳳凰図」関連の作品のほか、美人画、花鳥画、風景画といった肉筆作品や風景版画も多数展示をされ、小布施町をはじめとした信濃と北斎の深い関わりが紹介をされます。

小布施と北斎の関わりを広く発信するとともに、小布施町への来訪を促すよい機会と考え、町としてもこの展覧会に協賛しております。6月下旬に信濃毎日新聞で特集記事が組まれるほか、スマホアプリやウェブメディアによる町の情報発信、町内中学生への無料チケット配布などが予定をされております。小学生の皆さんは無料で入れます。

この機会に、議員の皆様をはじめ、町民の皆様にも展覧会に足をお運びいただければ幸いです。

人権政策の推進のため、部落解放・人権政策確立要求須高地区大会が、今年は6月21日に小布施中学校体育館（鳳凰アリーナ）、こちらで開催をされます。議員各位にもご案内を申し上げますが、大勢の皆さんのご参加をお願い申し上げますところであります。

文書館では、文書館開館10周年、高井鴻山記念館が開館40周年、図書館の開館100周年の企画展「歴史と文化の町に立つ」を10月28日まで開催をしております。村立図書館や文書館、高井鴻山記念館などの開館当時の写真をパネルで展示し、町の文化を形成してきた施設を紹介しております。ぜひ大勢の皆さんお越しいただければというふうに思っております。

本会議並びに委員会において議員各位から賜りましたご意見、ご要望につきましては、十分に検討して、今後の町政の執行に遺憾なきよう努めてまいる所存であります。

議員各位におかれましては、これから蒸し暑い梅雨と暑い夏を迎える中、ご健康に留意いただき、ご健勝でご活躍いただきますようお願い申し上げますとともに、町議会のますますのご発展を祈念申し上げ、散会に当たっての挨拶とさせていただきます。

○議長（小西和実君） 以上で町長の挨拶が終わりました。

◎散会の宣告

○議長（小西和実君） これにて6月会議を閉じ、散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 2時46分